

新型コロナウイルス  
感染症の影響に伴う

## 令和4年度 国保・後期・介護保険料(税)の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により一定の条件に該当する場合、法令などに基づき、国民健康保険税(国保)や後期高齢者医療保険料(後期)、介護保険料(介護)の減免を、令和4年度分限り受けられることがあります。

### 申請について

#### 申請開始

国保・介護・後期共通 7月11日(月)

#### 申請期限

国保・介護 令和5年2月28日(火)

後期 令和5年3月31日(金)

申請方法 郵送のみ(必要書類は、町ホームページでダウンロードできます)

その他 減免を希望するものの、減免が適用されていない保険料(税)額の決定通知書と納付書がすでに届いている人は、申請をしたその翌月以降で保険料(税)額を調整します。

### 問い合わせ先

国保：税務課 住民税係 ☎ 286 - 3388

後期：健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113

介護：健康保険課 介護保険係 ☎ 286 - 3114

### 保険料(税)減免の対象者

次の①、②のどちらかに該当する人。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡したか、重篤な傷病を負った世帯の人
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次のA～Cの全て(介護保険料はAとBの両方)に該当する

#### 世帯の主たる生計維持者の

- A 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和4年中の収入のいずれかが、新型コロナウイルスの影響を受けたことにより、令和3年中の収入に比べて10分の3以上減少する見込みである(保険金などによる補てん金額があれば、収入に含まれる場合があります)。
- B 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下。
- C 令和3年中の所得の合計額が1,000万円以下。

- ※1 主たる生計維持者の事業の廃止などの場合、主たる生計維持者の令和3年中の所得の合計額にかかわらず、対象保険料(税)の全部を免除します(国保で非自発的失業に該当する場合は、従来の制度が適用され、全額免除には該当しません)。
- ※2 申告の結果、上記Aを満たさなくなった場合、減免が取り消されることがあります。

## 傷病手当金の支給対象期間延長

新型コロナウイルス感染症に感染した(疑い含む)被保険者等を対象とした傷病手当金の支給対象期間を延長しました。

### 対象期間と対象者

対象期間 9月30日(金)まで

対象者 ・国民健康保険/後期高齢者医療制度の加入者  
・新型コロナウイルスに感染(感染疑い含む)したため、勤務できず、給与の一部または全部をもらえない人

### 要件(全て満たす人)

- ・新型コロナウイルスに感染した、またはその疑いのため療養し、仕事ができず4日以上休んでいる
- ・休んだ期間、給与などの収入がない

☎ 健康保険課 保険年金係  
☎ 286 - 3113